

目次

- 1 通学区域変更案（案④）の概要…………… P 2
- 2 事務局に寄せられた御意見…………… P 3
- 3 通学区域の変更による対応について…………… P 5
- 4 次回以降の検討部会について…………… P 12

発行日：令和8年2月26日（木）
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局
（事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課）

第5号

「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

第5回検討部会（公開）

日時：令和8年1月29日（木）
18時から
会場：神奈川公会堂
2階1号会議室



はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション等の住宅開発により、今後、教室が不足する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。そこで、具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び学校長からなる『「青木小学校」学校規模適正化等検討部会』を設置しました。

まず、「施設面による対応」について技術的な観点から検討するため、事務局より設計会社へ委託を行い、増築の可能性を検討しました。その結果、「工事期間の観点」及び「学校運営上の課題」等から施設面での対応は困難である旨を説明し、第2回検討部会にて「通学区域変更案（案①）」をお示ししました。その後、部会委員や地域の皆さまから、「通学区域変更の実施にあたって猶予期間（経過措置）を設けてほしい」との御意見が多く寄せられたことを踏まえ、改めて条件整理を行い、第3回・第4回検討部会において、新たに通学区域変更案（案②・③・④）をお示しし、青木小学校の教室不足について、経過措置の期限を設けない「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で、第4回検討部会にて意見がまとまりました。

この度、令和8年1月29日に第5回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

● 第5回検討部会の主な内容

第4回検討部会にて、青木小学校の教室不足への対応策として「通学区域変更案（案④）を具体的な方向性とする」ことが取りまとめられたことを踏まえ、第5回検討部会では、通学区域変更に伴い、想定される諸課題等について、御議論いただきました。

主な諸課題として、「(1)通学安全」、「(2)指定地区外就学制度」、「(3)中学校の通学区域」の3項目について検討を行いました。

次回の検討部会では、これまでの御意見を踏まえて、当検討部会としての「意見書」及び通学安全に関する「要望書」の取りまとめに向けて、御議論いただく予定です。

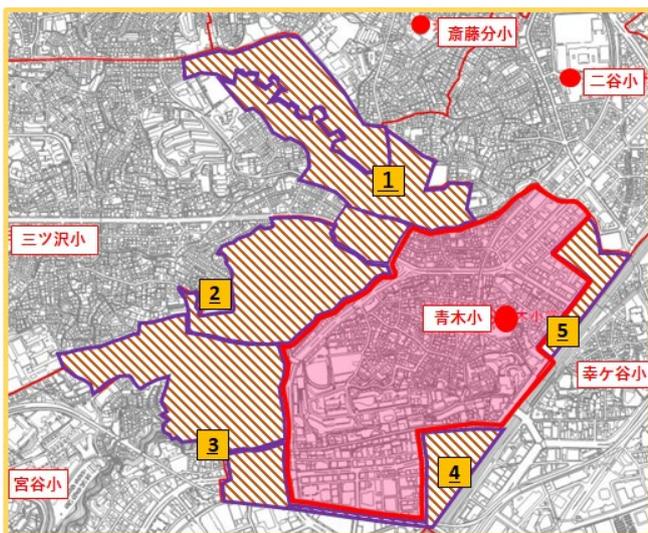
保護者の皆さまへ

『自分の居住地域は通学区域変更の対象なのか』、
『案④の内容を詳しく知りたい』、『いつから通学区域変更を行うのか』など、
御質問等ございましたら、14ページ（最終ページ）に記載の、
お問い合わせ先（事務局）まで御連絡いただきますよう、お願いいたします。

1. 通学区域変更案（案④）の概要

※具体的な想定スケジュールはP.12の<参考③>の表を御確認ください※

(1) 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校



【通学区域変更対象物件・指定校】

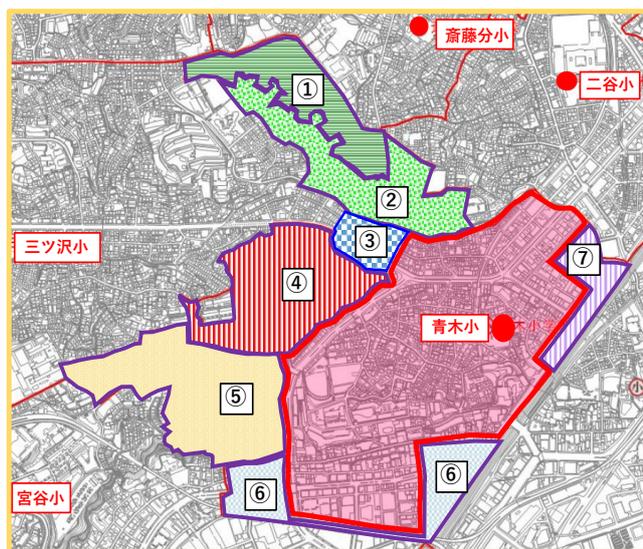
	住所地（想定戸数）	入居見込年	指定校
①	栗田谷 15-11 (70 戸)	令和 10 年度	斎藤分小
②	松ヶ丘 58-3 (90 戸)	令和 9 年度	三ツ沢小
③	沢渡 4-2 (61 戸)	令和 9 年度	宮谷小
④	鶴屋町 1-41・42 (76 戸)	入居済（一部）	宮谷小
⑤	桐畑 2・3 (200 戸)	令和 9・10 年度	二谷小

- … 青木小学校の通学区域
- … 特別調整通学区域※の設定地域

※特別調整通学区域

就学にあたり、指定校（正規校）又は指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる区域

(2) 施行日以降に特別調整通学区域を設定する地域とその指定校及び受入校（①～⑤の物件を除く）



	対象地域 (対象地域)	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷 (① 北・② 南)	斎藤分小	青木小
②			
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町(一部) 台町(一部)	宮谷小	青木小
⑦	桐畑(一部) 反町(一部)	二谷小	青木小

※ ⑥ (一部地域の詳細)：鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1~11-19
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第394号線以西の地域

※ ⑦ (一部地域の詳細)：桐畑2, 3、反町一丁目1, 8

<参考①> 通学区域変更実施後の青木小学校の児童数・学級数推移

特別調整通学区域が設定されている地域（青木小学校への就学選択可能な地域）において、全ての児童（100%の割合）が青木小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

青木小 保有:24教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
	児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	723
	学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	24

※学級数の () は、各学年児童数1~5人の増により影響する最大の学級数

※R7「児童数」は、令和7年5月1日現在の青木小学校の児童の在籍者数

※R9以降は、R9からの通学区域変更を想定した推計値

※表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数。個別支援学級の児童は含まない。

2. 事務局に寄せられた御意見（第4回検討部会から第5回検討部会開催まで）

第4回検討部会から第5回検討部会開催までに寄せられた御意見が13件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースでは、事務局で類似の御意見を集約及び要約のうえ、主旨にあたる箇所を下線を引いて掲載しています。

（全文は検討部会資料の「資料5」を御覧ください。（P14にQRコード記載））

- ◆ きょうだいで別々の学校に通うのはとても負担だ。事情がある家庭もあることを検討部会の場でも伝えてほしいし、そうした家庭に対しては「指定地区外就学」が認められるよう、配慮してほしい。
- ◆ 通学区域変更対象となっている地域に住んでいるが、変更先である宮谷小学校までの通学が心配。青木小学校に就学させるつもりで入居したため、考え直してほしい。
- ◆ 台町の一部と鶴屋町1丁目が宮谷小学校へ変更することを検討しているという話を聞いた。台町を二分するような通学区域変更案を出さないでほしい。町内会のつながりも含めて検討を進めてほしい。
- ◆ 居住地によっては経過措置期間すら設けられないのは、あまりに不公平で対応に差がありすぎる。通学区域変更の対象地域に住んでいる方には、同じ経過措置の条件を取るべき。
- ◆ できるだけ、幼稚園の友達がいる学校に子供を通わせてあげたいという思いがある。
- ◆ 通学区域変更の対象地域に居住しており、令和8年から変更先の学校に子どもを通わせたいため、令和8年中に通学区域変更を行うか、「指定地区外就学制度」を利用する際の手続きを簡素化してほしい。
- ◆ 宮谷小学校に近い地域が通学区域変更になることや、鶴屋町一丁目41・42の大規模マンションが対象となることは理解できるが、町内会区域の中腹にある鶴屋町一丁目や台町の一部地域が宮谷小学校に変更となるのは、防災拠点の運営上大きな負担となるため、町内会全体を一つの学校に統一するよう再検討してほしい。
- ◆ 台町町内会は広い面積を持ち、横に長く、住民や子どもの数も多い地域であり、町内会の中で通学先が分かされると、災害時の対応に大きな支障が生じると考える。宮谷小学校への変更を行うのであれば、町内会を新たに区分けすることも視野に対応を検討してほしい。
- ◆ 検討を進めている検討部会関係者においては、今回の決定によって、影響を受ける子どもが学校に通っている間だけに限らず、一生涯ついて回るものとなることを十分理解したうえで検討を進めてほしい。
- ◆ 具体的な対応策の決定は、いつを予定しているのか。意見書のとりまとめだけでなく、事務局方針に沿った事務手続きと、該当家庭への連絡時期を示してほしい。また、特別調整通学区域が設定されている地域は、今後、具体的にどのような手続きになる予定なのかを教えてください。

【検討部会事務局としての考え】

事務局に寄せられた御意見のうち、共通の御意見について、検討部会事務局としての考えを整理しましたので、抜粋して御紹介します。 ※全文は検討部会資料の「資料5」を御覧ください。(P14にQRコード記載)

① 町内会全体が同じ学校区であることが望ましい

当件における通学区域変更につきましては、町内会のまとまりも考慮して検討を進めてきたところ
です。一方、青木小学校の教室不足を解消するために、また、現青木小学校の通学区域内にお住まい
の子どもたちへの影響が少なくなるよう、検討を重ねた結果、第4回検討部会にて、当案（案④）を
具体的な対応策とする方向性で意見がまとまった状況です。

地域にお住まいの皆様には御負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、何卒、
御理解賜りますようお願い申し上げます。

② 鶴屋町・台町の一部を宮谷小学校への通学区域変更とするなら、町内会の分け方も検討してほしい

自治会・町内会の再編については、当検討部会における審議事項外となり、検討部会事務局として
回答いたしかねます。大変恐れ入りますが、まずは地域において御検討いただければと存じます。

③ 具体的な対応策の決定、事務局での手続きと各家庭への周知の時期はいつになるか。

今後の検討部会等における審議次第となりますが、「通学区域変更案（案④）」のとおり、通学区域
変更を実施する場合には、就学通知等の都合上、令和8年8月までに事務手続を行う必要があります。

正式に対応策が決定となるのは、「横浜市教育委員会」での方針が決定された時点となりますので、
期日までに事務手続が終えられるよう、取り組みを進めてまいります。

各御家庭への周知等につきましては、どのような形で情報提供等を行うことが良いか、事務局にて
検討させていただき、教育委員会の方針が決定され次第、対応してまいります。

④ 特別調整通学区域が設定されている地域は、今後、具体的にどのような手続きになる予定なのか。

特別調整通学区域が設定されている地域にお住まいの方につきましては、お住まいの区役所から
「希望校調査票」が郵送されます（例年、就学する前年の9月上旬頃）。

通学を希望する学校を「希望校調査票」に記載のうえ、期限内に返送いただきますと、選択した学
校のみが記載された就学通知が送付（例年、就学する前年の10月中旬頃）されます。なお、特別調
整通学区域で学校をご選択いただくにあたり、必要な要件等はございません。

【第4回検討部会時に委員等から頂戴した御質問に関する回答】

第4回検討部会の際に、時間の都合等で回答ができなかった御質問について、検討部会事務局として
の見解・回答をお示しました。

※詳細については、第5回検討部会当日資料の「資料4」を御確認ください。(P14にQRコード記載)

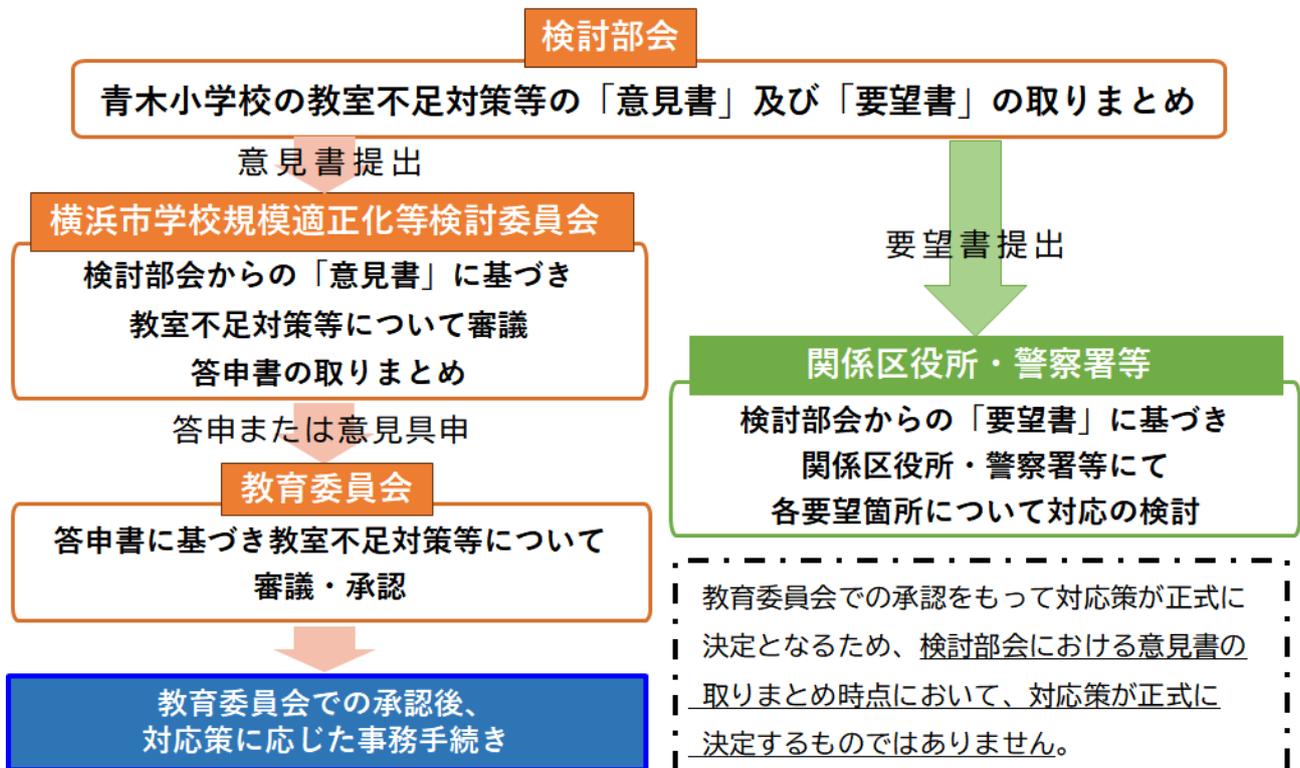
3. 通学区域の変更に伴う対応について

前回（第4回）の検討部会において、青木小学校の教室不足への対応策について、「**通学区域変更（案④）の実施を具体的な方向性とする**」ことが取りまとめられました。そのことを踏まえ、今後、検討部会として、これまでの議論の結果を「意見書」に、通学区域変更に伴う通学安全対策に関する事項を「要望書」に取りまとめていただく予定です。（下記の＜参考②＞参照）

今回の検討部会では、意見書の提出に向けて付随する諸課題の「（1）通学安全」、「（2）指定地区外就学制度」、「（3）中学校の通学区域」について御議論いただきました。

今後、取りまとめられた「意見書」は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会（※1）」へ提出され、審議が行われます。審議後、「教育委員会（※2）」へ答申または意見具申を行います。「要望書」については、安全対策を所管する区役所や警察署などの各機関へ提出され、要望事項への対応・青木小における教室不足への対応策が正式に決定したのちに、各機関から、教育委員会事務局を通じて、回答等を行う予定です。

＜参考②＞ 検討部会における「意見書」と「要望書」のながれ



※1：横浜市学校規模適正化等検討委員会

市立小・中学校における通学区域の適正化・弾力化および学校規模の適正化を推進するために設置された、横浜市教育委員会の附属機関です。学識経験者・保護者代表・地域代表・学校関係者など、15人以内の委員で構成される合議制の機関となっています。

※2：教育委員会

教育の政治的中立性を保持し、学校教育や生涯学習等の振興を図るため設置された、市長からは独立した執行機関です。教育委員会は、教育長及び5人の委員による合議制の機関となっています。

教育委員会の権限に属する事務は、教育委員会の会議によって処理することとなっており、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について審議し決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統括の下に教育委員会事務局が置かれています。

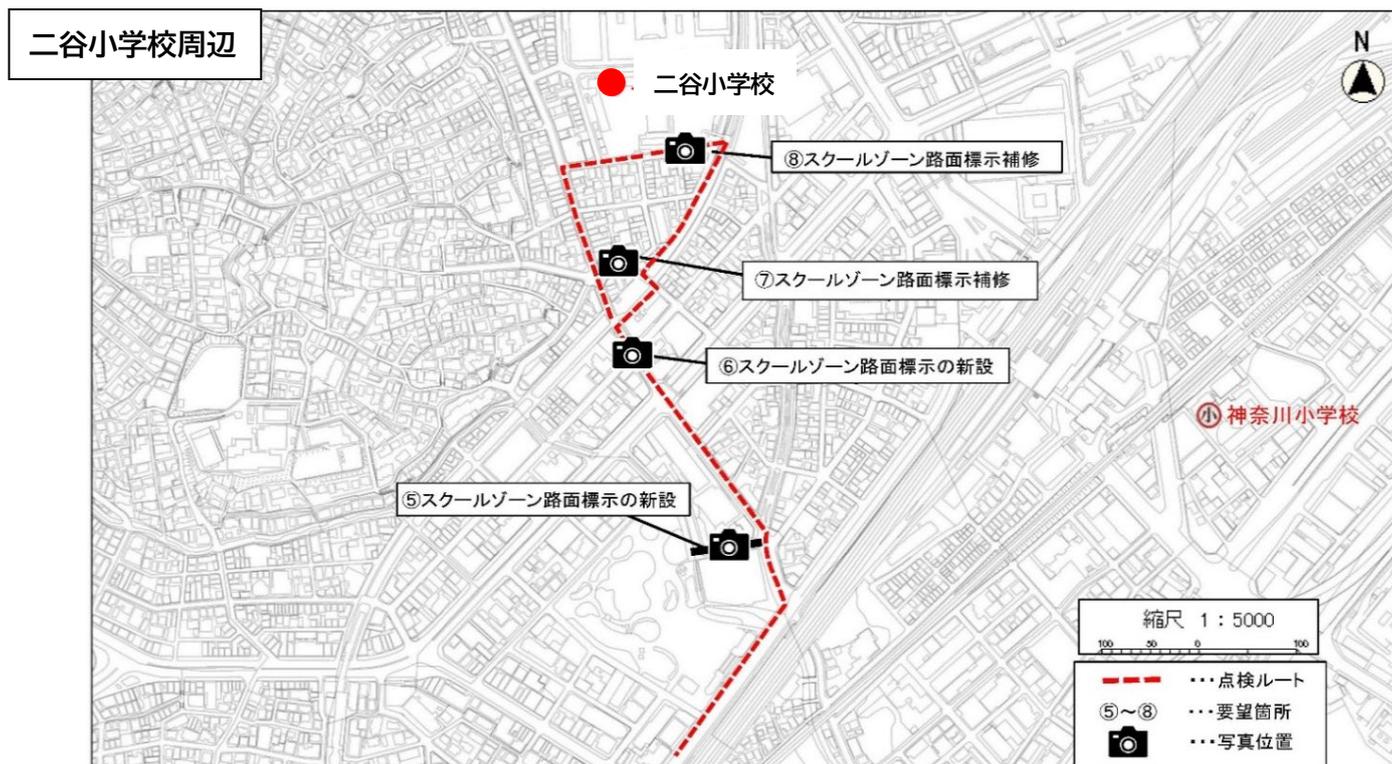
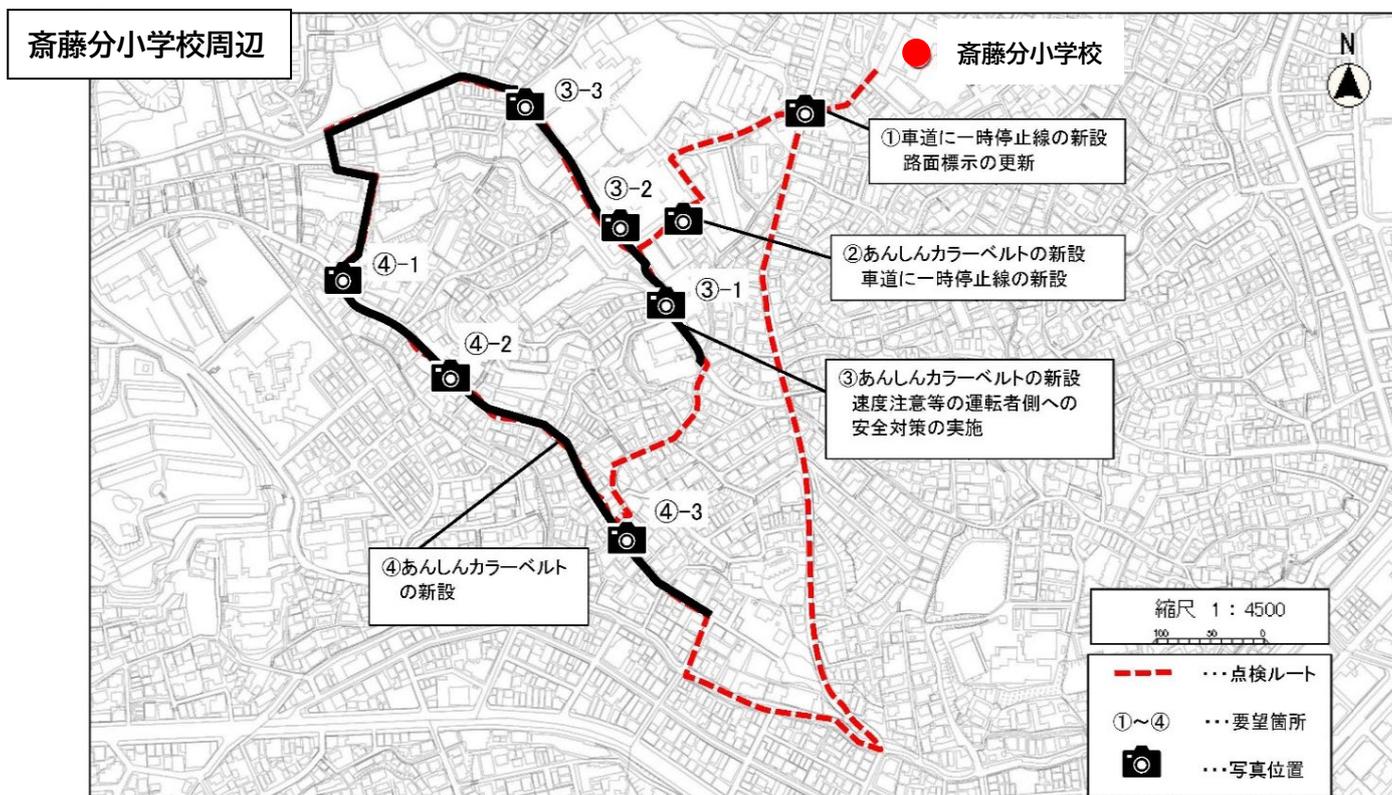
＜市HP参照＞ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/iinkai/soshiki-info.html>

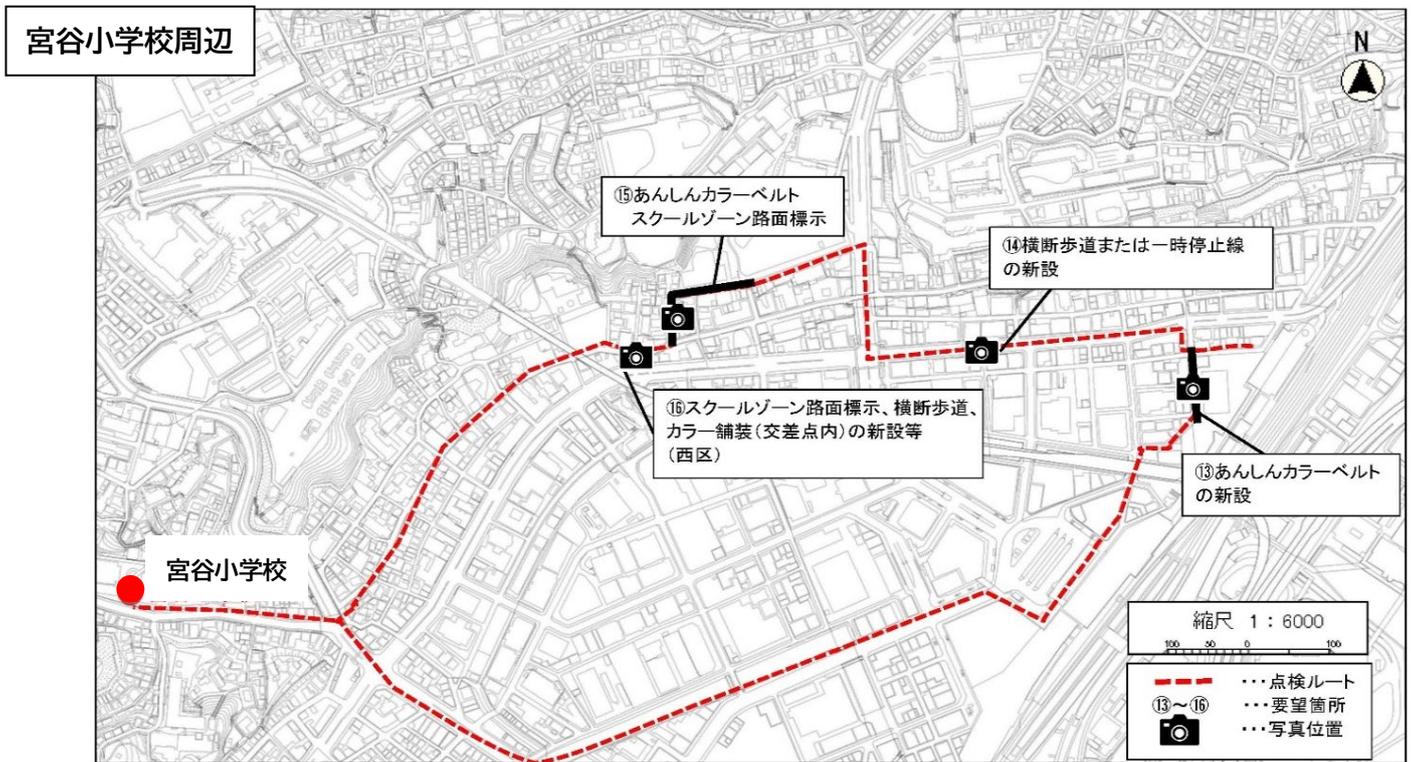
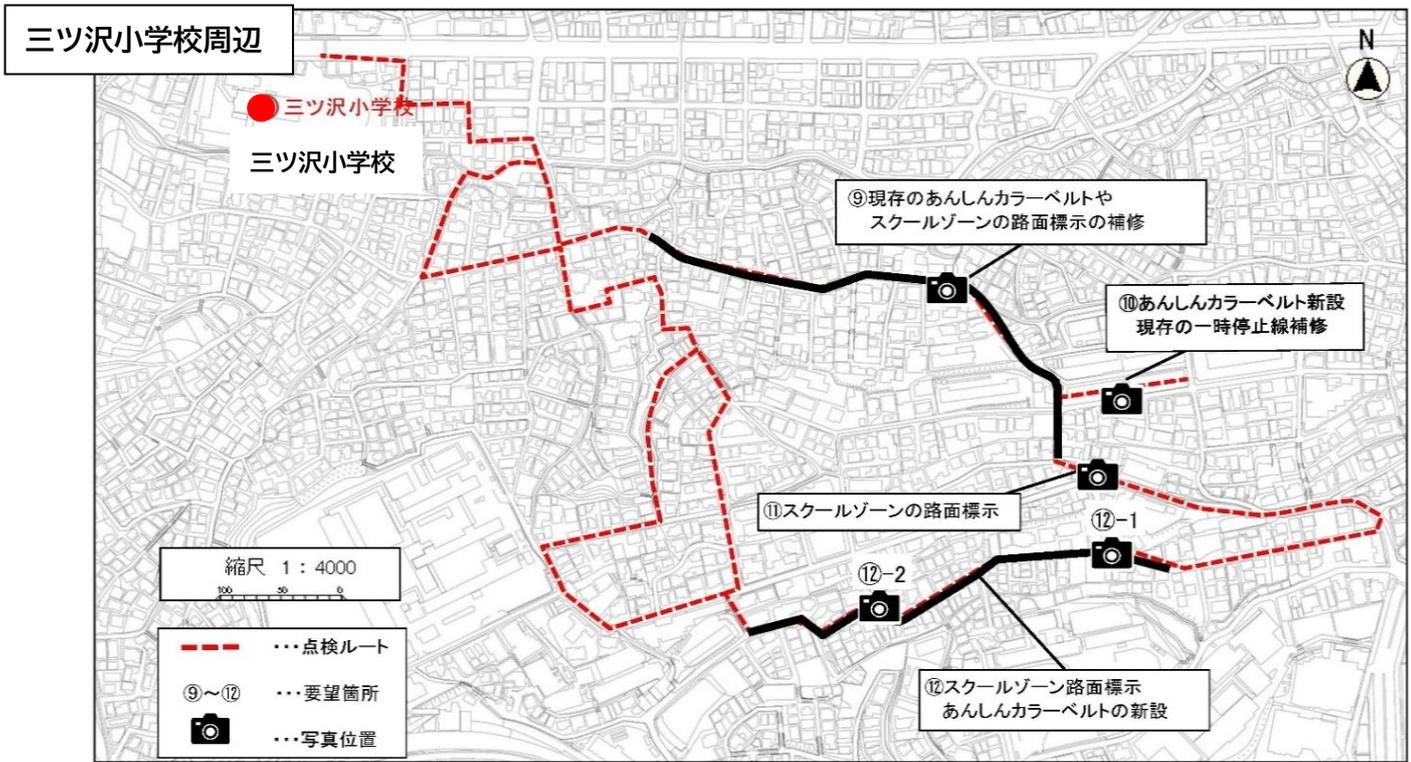
【検討事項(1) 通学安全について】（詳細は市ホームページの当日資料「資料7」を御覧ください）

通学区域変更によって新たに通学路が指定される地域で、「通学安全点検」を実施しました。点検結果に基づき、安全対策が必要と考えられる箇所を整理し、関係区役所・警察署等に提出する「通学安全に関する要望書」のたたき台となる「案」を事務局より提示しました。

※「要望書（案）」・「現地写真」等は、市ホームページ（当日資料 資料7）を御覧ください。

通学安全点検ルート・要望書案記載の要望箇所





【検討事項（1）通学安全について 部会委員からの意見・質問】

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答) ※全文については、会議録を御確認ください※

★ 栗田谷交番の道路を上がって斎藤分小学校へ行く通学路となると、朝は車も多くバスも通るので心配。
⇒ 御懸念のバス通りについては、事務局でも実際に歩かせていただきました。このバス通りを使用して斎藤分小学校へ通学する場合には、狭い道路を使つての登下校となることが想定されます。

このバス通りを新たな通学路として指定するかについては、今後、斎藤分小学校と情報共有を行いながら、決定されることとなります。一方、栗田谷交番から南側のバス通りについては、現在、青木小学校の通学路となっています。青木小学校への登下校の状況等も踏まえながら、栗田谷交番から北側への通学安全について検討していきたいと考えています。

- ★ 青木小学校が選べる状況だと、地域住民の全員が青木小学校を選ぶことになり、ほとんど斎藤分小学校に通うことはないと思うが、その点はどう考えるのか。
- ⇒ あくまで予測にはなりますが、今回の通学区域変更において、「特別調整通学区域」が設定される地域にお住まいの多くの御家庭で、青木小学校を選択するのではないかと考えています。
- ただ、どちらの小学校に就学するかは、各御家庭での判断によりますので、斎藤分小学校に通う児童はゼロではないと考えています。そのため、通学する児童の数が多い少ないにかかわらず、斎藤分小学校に通う児童がいるという前提で通学安全対策及び新しい通学路については、検討する必要があると考えています。
- ★ 沢渡地域から三ツ沢小学校に通う場合、「要望書（案）」では、「あんしんカラーベルトの補修・新設」が示されているが、本来ガードレールが必要な道路で、車のすれ違いもぎりぎりな状況である。
- ガードレールの設置が難しいと考えたのかもしれないが、このままでは児童がガードレールなしで車のすぐ横を歩くことになる。松ヶ丘地域の旧 JR 社宅や郵政公社付近での「あんしんカラーベルト」の要望自体は良いが、そこも沢渡と同様に長い区間を狭い道で下っていく必要がある。
- 「早めにせせらぎ緑道に出ればよい」との意見もあるが、そもそも緑道付近は昼でも暗く、人通りも少なく、安心できる道ではない。せせらぎ緑道を通らせるなら、こども 110 番の家の増設や朝夕の見守り強化等の対策がないと不安である。
- ⇒ 要望書を提出する先は、「区役所・土木事務所」「警察署」等の関係部署になり、要望実施の可否についても関係部署で御判断いただく内容となります。今回、お示ししている「要望書（案）」は、確定となるまでの間に記載内容の加除修正が可能ですので、御意見を頂戴できればと思います。
- また、せせらぎ緑道は、現状、三ツ沢小学校の通学区域内にあり、現在もせせらぎ緑道を使って三ツ沢小学校に通学している児童もいるため、当検討部会からの要望ではなく、三ツ沢小学校のスクールゾーン対策協議会等から御要望いただく内容と考えています。
- ★ 要望書は部会長名で提出することとなっているが、要望書を提出するなかで、教育委員会事務局からの支援関係各部署への働きかけはあるのか。
- ⇒ 通学安全に係る要望事項については、他の地域においても同様の要望が寄せられています。
- よって、安全対策についても優先順位等があるものと推測されますが、今回の青木小学校における大幅な通学区域変更の背景や事情と、それに伴う懸念や皆さまの御意見・想いについても、事務局として丁寧に関係部署へ説明していきます。
- また、関係部署での協議が必要となる場合には、教育委員会事務局としても、必要な助言や調整等を行いながら、適切な対応が図られるよう努めてまいります。
- ★ 今回の学区変更により、同じ町内会の中で二つの学校に通う児童がいる状況となる。地域の見守り活動や通学安全の面で、新たな懸念が発生することになるため、通学安全対策をしっかりと行ってほしい。

【検討事項(2) 指定地区外就学制度について】(詳細は市ホームページの当日資料を御覧ください。)

指定地区外就学制度とは

横浜市では、住民登録している住所地によって通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則であり、同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学します。

しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる、「指定地区外就学」という制度があり、該当する理由(※)がある場合に適用されます。なお、通学等に支障があると学校長が判断した場合や、学校の施設状況等により、不承諾となることもあります。

※該当する理由…当日資料の資料8または下記「指定地区外就学制度」の市ホームページを御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/sonota/shugaku.html>

指定地区外就学の児童の推計上の取扱い

これまで事務局でお示ししている「通学区域変更案(案④)」の推計値(紙面P.2下部<参考①>)には、今後、「指定地区外就学制度」を利用する児童数は含まれておりません。そのため、今後、「指定地区外就学制度」を利用して青木小学校に就学する児童数は、お示ししている推計値に上乘せとなります。

現在の青木小学校の厳しい施設状況を踏まえると、「指定地区外就学制度」を利用するための該当理由がある場合においても、施設状況を理由に「不承諾」となるケースが今後、発生することが想定されます。

＜対応案①：青木小学校における指定地区外就学制度の今後の運用(案)＞

教育委員会事務局から、今後の児童数の見込みも含めた施設状況に関する情報提供を適時・適切に行い、学校とも連携を図りながら、当制度の運用を支援したいと考えています。

＜対応案②：検討部会から「指定地区外就学制度」に関する意見(案)＞

これまでの検討期間中、部会委員や地域の皆さまから、「指定地区外就学制度」による学区外からの児童の就学に関する御意見を複数いただいている経緯を踏まえ、当検討部会の総意として、指定地区外就学に関する意見を整理することが望ましいと考えています。「意見書(案)」の「2 その他通学区域変更にあたっての要望(3)」に、指定地区外就学に関する意見の案を記載しております。

【意見書(案) 該当箇所抜粋】

※意見書(案)全文は市ホームページで公表している「当日資料 資料9」を御確認ください※

指定地区外就学制度(以下、当制度)を利用した青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を鑑み、慎重にご判断いただくよう要望します。

本検討部会としては、現在の青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度を利用するための該当理由にある「兄弟姉妹に関する要件」及び「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件(※)」を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。

また、教育委員会は、学校長及び区役所が、当制度に係る承諾・不承諾の判断を的確に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いいたします。

※一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越し予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

【検討事項(2) 指定地区外就学制度について 部会委員からの意見・質問

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答) ※全文については、会議録を御確認ください※

- ★ 兄弟姉妹の指定地区外就学について、保護者としては、下の子ども通えるかどうかを非常に心配していると思う。「兄弟姉妹要件の場合には、なるべく認めるように」といった意見のとりまとめ方はどうか。
⇒ 「意見書(案)」では、兄弟姉妹と引っ越しに関する一部の要件を『除き』、住所地にて指定された学校に通うことが望ましいと考える、という内容になっています。委員から御提案の内容は、事務局案とは視点を逆にして、一部の要件については『なるべく認める方向に』という主旨と存じます。内容の方向性そのものについては、「案」と同一と認識していますので、文面等は調整して、次回以降に改めてお示しします。
- ★ 指定地区外就学制度を利用した児童の受け入れの要件については、これまで多くの御意見をいただいていることを踏まえると、誤解が生まれないように、注意深く発信してほしい。特に「兄弟姉妹の要件」については、「制度を利用する児童の就学時に、その兄弟姉妹が青木小学校に在学中である」ことが条件であることを改めて明記した方が良いと思う。また、放課後の監護者の要件については認めないことが望ましいとしているが、民間学童等の関係事業者へも周知を徹底した方が良いと思う。
- ★ 学区外から青木小に就学することについては、青木小の現状を踏まえると今後も同じように受け入れ続けるのは難しいと思う。ある程度は制限すべきだと思う。
- ★ 現在、青木小学校通学区域内に居住し、学年途中で通学区域外へ引っ越した場合は青木小学校に引き続き通うことはできるのか。
⇒ そうした状況の場合、新たな住所地で指定されている学校に通っていただくことを想定しています。
- ★ 『指定地区外就学制度』の利用を簡素化してほしいという御意見があったが、様々な事情があるのは理解するものの、簡素化せず厳格に運用すべきだと思う。青木小の通学区域内に居住することも、青木小に通えなくなる要因にもなりかねない。
⇒ 事務局といたしましても、現行のルールに則って、各学校に就学することが重要と考えており、そうした点を留意して、当制度も運用すべきと考えております。制度簡素化の要望については、制度所管課に情報共有しているところですが、委員からいただいた御意見についても、所管課に共有します。
- ★ 青木小の学区外から青木小に通いたい方に対しては、教育委員会事務局や学校側で青木小の現状を正確に伝えて、ルールに沿って判断していくことが必要だと思う。また、制度を利用しようと考えている方に対して、どのように周知するかが重要だと思う。
⇒ 事務局としても、ルールに沿った運用とすることが重要だと認識していますので、当制度の利用を検討している方には、青木小の現状について御理解をいただけるよう、引き続き尽力したいと考えております。

【検討事項(3) 中学校の通学区域について】(詳細は市ホームページの当日資料を御覧ください。)

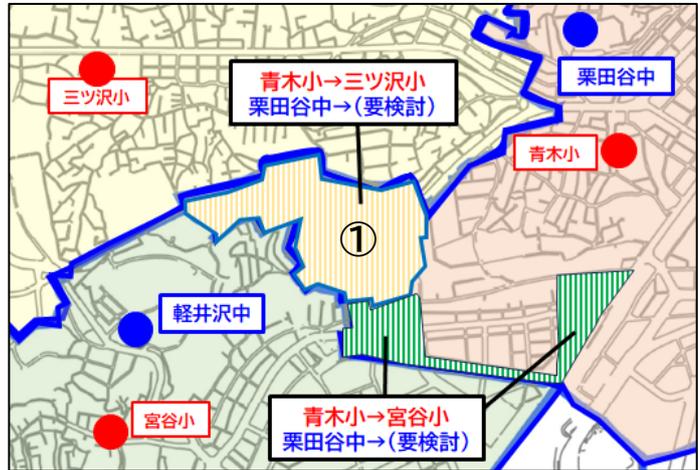
横浜市では、小学校と中学校の連携に注力しており、小学校・中学校の通学区域を極力、一致させることが望ましいと考えています。今回の青木小学校を含む周辺校の通学区域の変更に伴い、中学校の就学先・通学区域についても、変更することを予定しています。

【例】「三ツ沢小学区内地域」と「青木小学校から三ツ沢小学校へ学区変更となる地域(下図①)」

三ツ沢小学区内地域	
小学校	三ツ沢小
中学校	松本中

※現在、三ツ沢小学校を卒業後は松本中学校に進学

青木小から三ツ沢小へ学区変更となる地域		
	変更前	変更後
小学校	青木小	三ツ沢小(青木小)
中学校	栗田谷中	※要検討※



事務局としての中学校通学区域の調整の対応(案)

- ◆ 小学校の通学区域変更を踏まえ、中学校の通学区域を変更+特別調整通学区域を設定
- ◆ 通学区域の調整を検討している地域・関係する中学校長と個別に調整し、小学校の通学区域変更の手続きとあわせて、令和8年度内に諸手続きを行う予定

【検討事項(3) 中学校通学区域について 部会委員からの意見・質問】

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答) ※全文については、会議録を御確認ください※

★ 中学校の通学区域について、部会からの意見として、「特別調整通学区域の設定をお願いします」と記載できるなら記載した方がいいと感じた。例えば、宮谷小学校に通学区域変更・特別調整通学区域の設定がされる予定の台町や鶴屋町の一部の地域では、青木小学校を選択し、卒業したこどもは栗田谷中学校に、宮谷小学校を選択し、卒業したこどもは軽井沢中学校に、それぞれ進学したいと思う。それをどちらかの中学校のみにしてしまうのはかわいそうに感じるので、特別調整通学区域の設定を要望する記載とするのはどうか。

⇒ 「特別調整通学区域の設定」について、意見書上で言及することにつきましては、次回の検討部会にて、いただいた御意見を反映させていただき、改めて「意見書(案)」を御提示させていただきたいと考えます。事務局といたしましても、今回の学区変更に伴い、台町や鶴屋町の一部の地域にお住まいの方で、青木小学校を選択した児童は栗田谷中学校に、宮谷小学校を選択した児童は、軽井沢中学校に入学することが望ましいと考えていますので、基本的には、小学校にて特別調整通学区域が設定されている地域については、中学校においても特別調整通学区域を設定することが望ましいと考えています。

一方で、各中学校の教室状況等の状況も踏まえて検討すべきとも考えておりますので、今後、実際に各中学校や地域の皆さまと調整させていただき際に具体的な協議等を行っていきたく考えています。

4 次回以降の検討部会について

次回の検討部会では、今回の議論を踏まえ、その内容を反映した「意見書」、「要望書」の案文を改めて提示し、取りまとめに向けて、再度御議論いただく予定です。

諸課題の検討状況

《通学安全の要望書（案）》

今回いただいた御意見や、今後、第6回検討部会開催までに、部会委員や地域の皆様から寄せられる御意見を踏まえて、事務局にて要望書(案)の内容の精査等を行い、第6回検討部会で御議論いただく予定です。

《指定地区外就学制度に関する意見（案）の記載》

当検討部会からの総意として、「指定地区外就学制度」に関する意見を意見書に記載する方向性は、今回の検討部会で了承されました。案文の記載内容について、事務局で精査等を行い、改めて第6回検討部会で御議論いただく予定です。

《中学校通学区域に関する意見（案）の記載》

案文の記載内容について、事務局で精査等を行い、改めて第6回検討部会で御議論いただく予定です。

<参考③> 令和8年8月の規則改正（※）に向けた具体的なスケジュール

※「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」

年度	R 7年度			R 8年度							R 9年度
月	1	2	3	4	5	6	7	8月	…	3	4月～
検討部会	第5回 開催		第6回 予定					転入生(年度途中)			新1年生・転入生
横浜市学校規模 適正化等 検討委員会				開催 予定				① 新規物件等(※1) 変更後の指定校に就学			① 新規物件等(※1) 変更後の指定校に就学
教育委員会					開催 予定			② 特別調整通学区域(※2) 指定校・青木小の いずれかを選択			② 特別調整通学区域(※2) 指定校・青木小の いずれかを選択
事務手続 (教育)						規則改正 事務手続	規則 改正				

※「就学通知」は例年10月頃に区役所から各御家庭に発送されます。

(特別調整通学区域の地域にお住まいの方は、例年9月頃に「希望校調査票」が区役所から発送されます。)

※1 新規物件等：通学区域変更案のとおり指定校を変更する新規物件等（P. 2、1（1）の図を参照）

※2 特別調整通学区域：指定校と受入校のいずれかを選択することが可能な地域（P. 2、1（2）の図参照）

【その他、部会における主な発言・質問】

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答) ※全文については、会議録を御確認ください※

- ★ 個別支援学級の需要が高まっている現状で、今まで以上に個別支援学級の児童が増えてきた場合に、どこまで受け入れられるものなのか。
- ⇒ 例えば、次年度から小学生となる5歳のこどものうち、どのくらいの人数が個別支援学級に通うことになるか等については、事務局として把握し得ない部分が多く、学校においても、確定的な数字が判明するのは就学する直前になる場合があります。今後、これまで以上に個別支援学級に在籍する児童が増加した場合には、その都度、学校と教育委員会事務局が連携し、必要な対応について協議を重ねながら対応していきます。

★ これまでに示されている推計値よりも上回る児童数となる可能性があると感じている。

児童が数名増えたら現状よりも1クラス増えるという境目にある学年もあり、予断を許さない状況だ。通学区域変更を実施しても、最大教室の24学級をずっと推移していく見込みのため、楽観視はできない。学校現場が抱く危機感を地域の皆さまや、教育委員会事務局とも共有し、今後の児童の推移についても注意深く見ていくことが重要だと思う。

⇒ 御発言のとおり、事務局といたしましても、通学区域変更実施後も、青木小学校の教室状況は依然として厳しく、今後の推移を注視していく必要がある状況と考えています。

学校現場と認識を共有し、実際の状況等を伺いながら、学校と連携した対応に努めたいと考えています。

★ 個別支援学級については推計上ではどう考えているのか。示されている推計値には、個別支援学級の児童は含まれていないのか。

⇒ 「24学級」という学級数は、一般学級の学級数となります。

「個別支援学級」の児童及び学級数の見込みについては、将来の児童数及び学級数の見込みを算出することが困難であることから、これまでに示した学級数の推計値には含まれておりません。

個別支援学級は、種別ごとに8人1クラスの編成（一般学級は35人で1クラス）となっておりますが、基本的にはそれぞれに教室を用意し、個別支援学級の児童が増えた場合には、それに応じた教室を確保していきます。事務局といたしましては、第一に、今後の児童数・学級数の見通しとして算出可能な一般学級について、現在、青木小学校が保有している教室数を超過することがないように、これまでの各資料を用いながら、御説明させていただいているところです。

★ 検討部会ニュースが全戸配付となっているが、自宅に届いていない。周囲も届いていないという声を聞くがどのような管理を行っているのか。地域の方々への周知に漏れがあるというのはよくない。

⇒ 検討部会ニュースが未配付となってしまいましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

ニュース配付につきましては、事務局にてポスティング業務を専門とする事業者へ委託を行い、実施しているところです。また、配付部数については、住民基本台帳に基づき地域ごとの世帯数を算出し、必要部数を確認したうえで、当該事業者へ原稿を引き渡し、配付を依頼しています。また、事業者からは、地域ごとの配付数を記載した報告書の提出を受け、事務局として配付状況の確認を行っているところです。

事務局としては、すべてのご家庭に配付されることを前提として委託しているなかで、「届いていない」というお声をお寄せいただくこともございますが、そういったお声をいただいた場合には、該当の御家庭に検討部会ニュースを配付するよう、事務局から配付業者に対して直接指示しています。

なお、店舗や専門学校等については配付対象外としており、基本的には、居住実態が認められ、ポストが設置されている住宅を対象として配付を行っています。そのような中で配付漏れが生じたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

次回の検討部会ニュースの発行にあたりましては、事業者への配付指示の徹底を図り再発防止に努めてまいります。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問もお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からない点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第6回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

※検討部会における当日資料は、検討部会開催翌日に市HPにて公開いたします。

※会議録および検討部会ニュースの市ホームページでの公開・発行につきましては、発言内容の確認や編集作業等のため、検討部会終了後、一定の期間を要します。

あらかじめ御了承ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第5回検討部会資料】



【第5回検討部会会議録】



【第4回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417